

旭美容学校 介護員養成研修事業 規則

1 事業の目的事業の目的

高齢化が進行する中で、それを支える多くの介護人材の育成が求められている。本学校は、理美容業務とともに介護サービスに従事しようとする者に、人間理解や対人援助技術の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基本的な知識・技術等を習得させることを目的とする。

このような理想を実現できる介護職員を養成するために本研修を実施する。

2 事業者の名称及び所在地

名 称 旭美容学校 介護員養成研修

所在地 三重県津市上浜町 1-514

3 研修研修事業の名称、実施課程及び形式実施課程及び形式

名 称 旭美容専門学校 介護員養成研修

実施課程 生活従事者研修課程

形 式 通信通信（通学形式の部分 30 時間と通信形式の部分 29 時間）

4 研修日程および募集定員

研修日程：別紙参照

募集定員：39 名

5 受講対象者

介護の技術や知識を学びたいという意欲があり、就学に支障のない心身ともに健康な者。

6 研修受講費用（受講料・テキスト代含む）

生活援助従事者研修課程：50,000 円

7 使用教材

生活援助従事者研修：中央法規出版『生活援助従事者研修テキスト』

8 研修カリキュラム

別表参照

9 講義・演習実施場所

以下の場所で開催する

旭美容学校 （三重県津市上浜町 1-514）

10 科目ごとの担当講師名一覧

別表参照

11 募集手続き・本人確認・応募多数時の対応

募集期間内に受講申込書へ必要事項を記入・提出する。

本人確認書類（以下のいずれか）を提示

ア 戸籍謄本／抄本

イ 住民票

ウ 住基カード

エ 在留カード

オ 健康保険証

カ 運転免許証

キ パスポート

ク 年金手帳

コ 国家資格の免許証または登録証。

募集は定員になり次第締め切る。

12 科目の免除

- (1) 特別養護老人ホーム等で1年以上介護の実務経験を有する者は「職務の理解」を免除可。該当者は「実務経験証明書」の提出が必要。科目免除があっても受講料の減額は行わない。
- (2) 1年以上介護等の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ、180日以上介護等の業務に従事した者をいう。

13 通信形式の実施方法

- (1) 学習方法：課題を配布し、提出期限までに解答を返信。60点以上を合格とし、未達は再提出を求める。
- (2) 評価方法：A（80点以上）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）。
ただし、再提出はC・Dで評価。
- (3) 質問方法：郵送・FAX・メールで受付。必要に応じ講師に照会を求める。

14 修了の認定方法

- (1) 修了認定は、別紙に定めるカリキュラムをすべて履修した者を対象に、1時間以上の修了評価を行い、事業者が修了したと認めた者とする。
- (2) 筆記試験は終了評価100点満点中60点以上で合格とする。不合格者（60点未満）については、補習後、再修了評価試験を実施する。

- A・・・80 点以上
- B・・・70 点から 79 点
- C・・・60 点から 69 点
- D・・・60 点未満

(3) 再修了評価試験の評価は、C・・・60 点以上 D・・・60 点未満のみとする。再修了評価試験は最大 2 回まで行い、この間に不合格の場合は、未修了扱いとする。ただし、再修了評価試験は、補習費用が有料であることから、本人の希望で補習を受けなくても再修了評価試験を受けることができるが、2 回目の再修了評価試験の前には、必ず補習を受けるものとする。

補習 1 回につき 2,000 円

再修了評価試験 1 回につき 2,000 円

15 研修欠席者の取扱い

欠席する場合は、研修開始時刻までに連絡を入れることとする。研修開始から 15 分以上遅刻した場合は、理由の如何にかかわらず欠席とする。

16 補講の取扱い 欠席した場合は、個別対応で補講を実施する。

個別対応補講費用は、1 時間あたり 2,000 円とする。補講の実施日は、必要な都度別に定めるが、補講を受講しなかった場合は、研修を修了しなかったものとする。

17 受講の取消

- ①学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ②修了認定がされなかった者
- ③研修秩序を乱した者
- ④継続受講が不適当と判断される者

※いずれも受講費用は返還しない。

18 修了証明書の交付

修了者に対し、三重県が定める修了証明書および携帯用修了証明書を交付する。また、修了証明書の紛失等により再発行の依頼があった場合は、修了者台帳等を確認し、再発行であること並びに旧修了証明書の発行番号及び発行年月日を記載し、再発行する日付を付して修了証明書を発行する。

再発行手数料 1,000 円

19 修了者の管理

研修修了者は、修了者台帳に記載し、三重県指定の様式に基づき知事に報告する。

20 情報開示ホームページ

<https://abic.ac.jp/>

21 研修担当部署

旭美容学校 介護員養成研修事業係

22 その他の留意事項

(1) 天災などにより研修実施が困難な場合は中止・延期とし、新日程等で不利益がないよう配慮。

(2) 苦情対応窓口：旭美容学校 介護員養成研修事業係

TEL: 059-228-2264 メール：info@abic.ac.jp

23 個人情報の管理

(1) 旭美容学校の個人情報保護マニュアルに基づき適正に管理する。

(2) 受講生にも個人情報の取り扱いについて指導・誓約を行う。

24 研修事業中止時の対応

申込者が5名未満の場合は研修事業を中止。中止連絡とともに、振込手数料を含め全額返金する。

25 その他

この規則に定めのない細則・事項は、旭美容学校がこれを決定する。

(附則)

この規則は、令和7年6月30日より施行する。